

土地登記に係る現況写真撮影業務 積算基準

適用範囲

本歩掛は、土地登記の際に添付する現況写真を撮影する場合に適用する。
なお、現況写真は土地登記時点のものが必要となることから、登記時期や作業量を勘案し、必要に応じて計上すること。

(1)土地登記に係る現況写真撮影

単位:m

職 種 区 分	単位	内外業の別	直接人件費				
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
土地登記に係る現況写真撮影	100m当たり	内業	1.00			1.00	
		外業			0.50	0.50	

- ※1 延長は、道路、河川等の計画延長(中心線延長)とする。
- ※2 上記には、積算上の基地から現地までの往復交通費は含まない。必要に応じて、ライトバン運転を計上する。
- ※3 本部係には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

- (2)旅費交通費
現地業務及び打合せ時の旅費交通費は「設計業務等標準積算基準」により計上する。
- (3)電子成果物作成費
電子成果物作成費は、「設計業務等標準積算基準」の測量業務積算基準による。
- (4)その他原価及び一般管理費等
諸経費は、「設計業務等標準積算基準」の測量業務積算基準による。